

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「いじめは、いずれの学校のいずれの生徒にも起こり得るものである」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」、「いじめの防止は、学校・教職員の重要課題」との基本認識に立ち、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに対処するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(1) いじめに関する基本姿勢

- ア いじめ問題について日常的に全生徒に対して継続的な働きかけをする。(未然防止)
- イ 定期的な調査の実施や周囲の生徒が情報提供できる環境の醸成を図るとともに些細な兆候に対して積極的に対応する。(早期発見)
- ウ いじめに関する情報や対応方法を教職員間で共有する。(組織的対応)
- エ いじめ問題について保護者及び関係機関等との連携を深める。(学校外との連携)

2 いじめとは

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法より)

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「いじめをはやし立てる生徒(観衆)」や「見て見ぬふりをする生徒(傍観者)」という集団が存在し、全体として四層構造からなっている。いじめの持続や拡大には、「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。結果として、「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し促進することになる。また、学校そのものや家庭・地域にもいじめを生みやすい要因がある場合も考えられる。

(2) いじめの様態

- ア 冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、個人的または集団による無視。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ケ けんか
- コ 好意から行った行動が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまう。
- サ その他

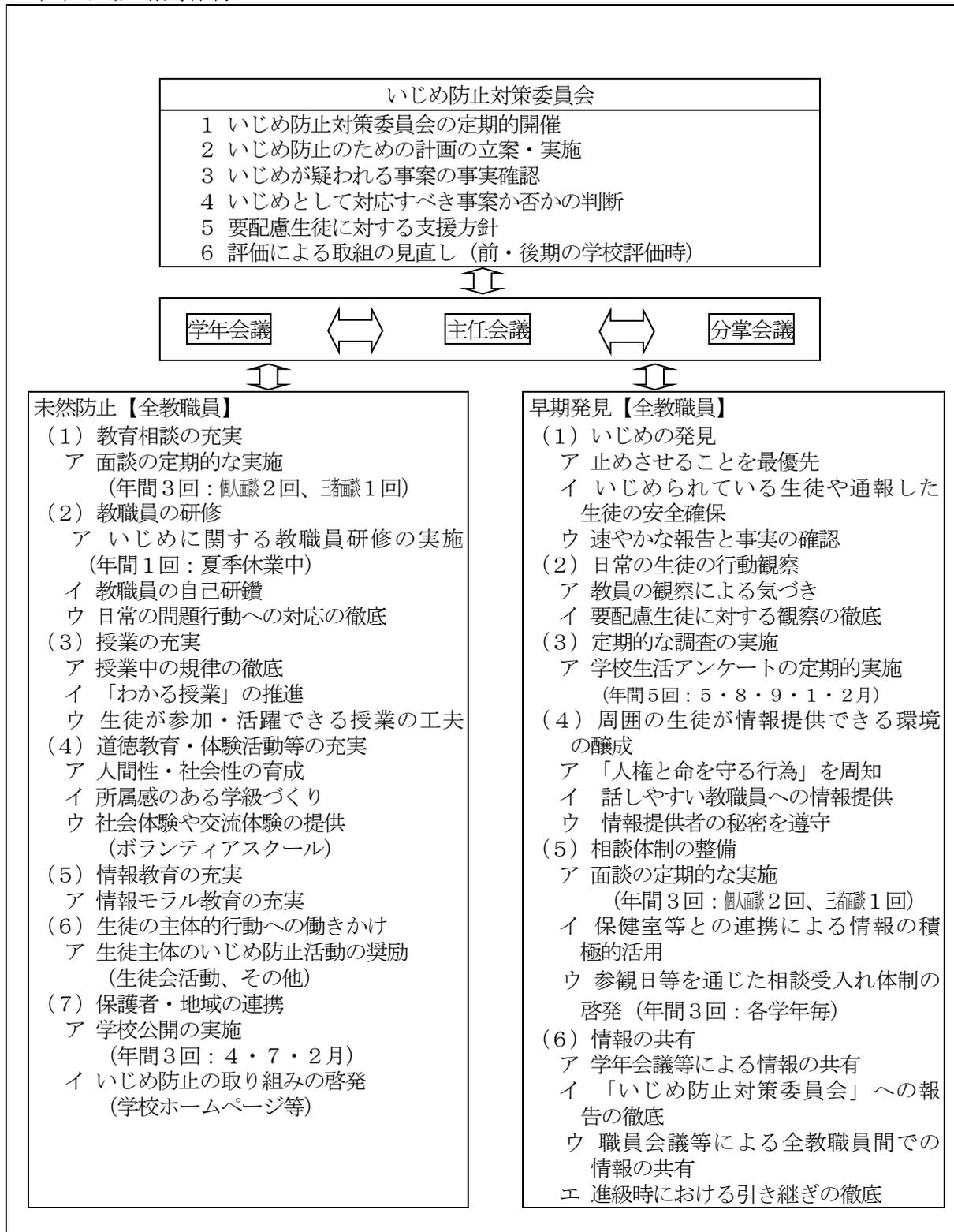
(3) いじめの動機

- ア 嫉妬心(相手をねたみ、引きずり降ろそうとする)
- イ 支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ウ 愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- エ 同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- オ 嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- カ 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- キ 欲求不満(いらいらを晴らしたい)
- ク その他

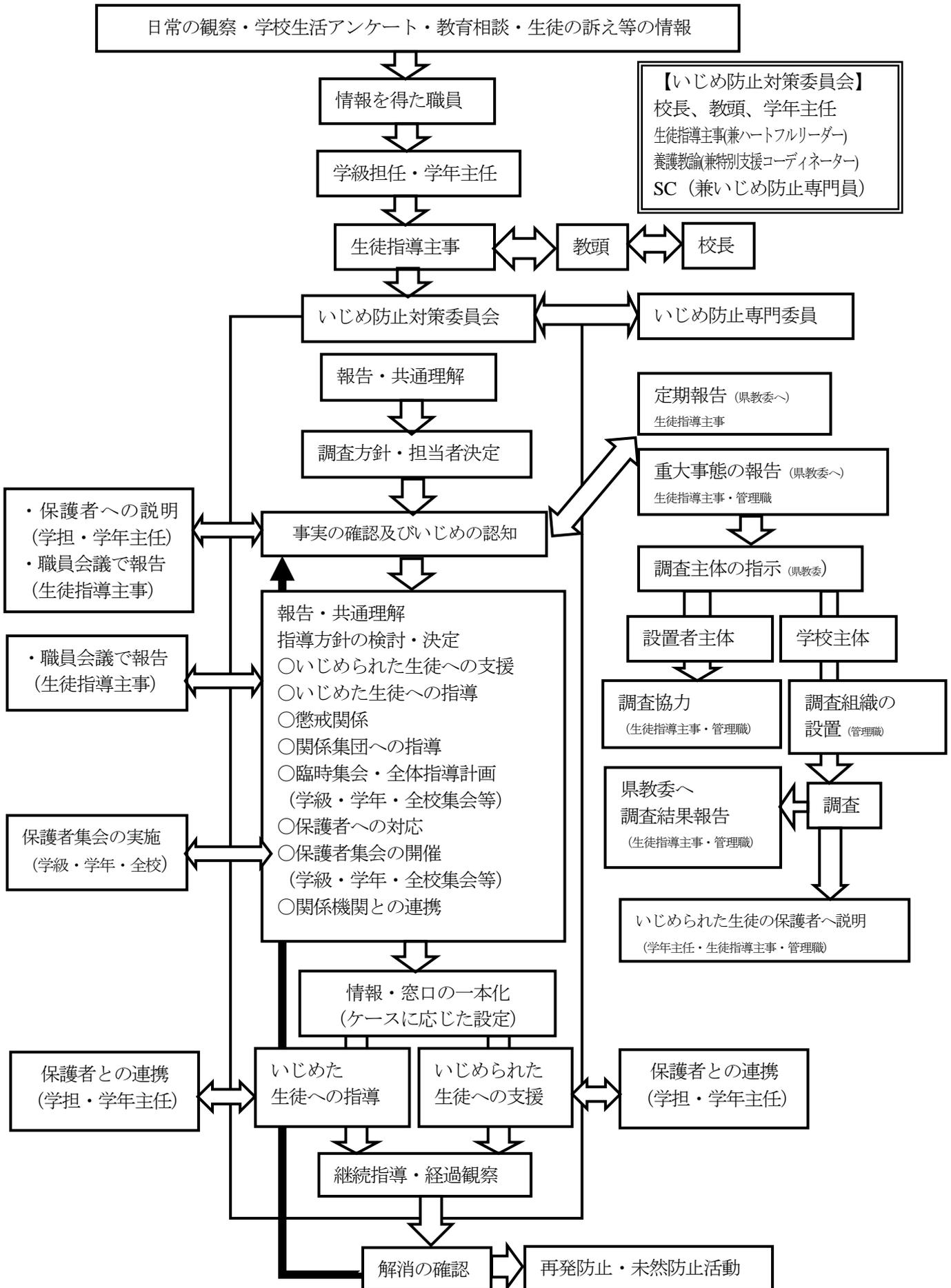
3 校内体制について

いじめ問題への対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長の指揮の下、「いじめ防止対策委員会」が中心となり本方針により、いじめに関する情報を集約し、その情報をもとにいじめの問題に組織的に対応する。

(1) 日常の指導体制



(2) いじめへの対処



4 いじめの未然防止について

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけを行い、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることを基本姿勢とし、いじめの未然防止の取組には、「生徒が安心できる居場所づくり」、「生徒同士の絆づくり」、「自己有用感の育成」が重要であるという視点から「授業づくり」と「集団づくり」を推進する。

(1) 教育相談の充実

ア 個人面談及び三者面談を定期的実施する。(年間3回：個人面談2回、三者面談1回)

(2) 教職員の研修

- ア いじめ防止に役立つ教職員研修を実施する。(いじめ防止対策委員会・職員会議等)
- イ 教師一人一人が自己研鑽し、生徒に対する不適切な認識や言動の防止に努める。
- ウ 日常から細かな問題行動について、見逃さずに対応するという姿勢を徹底する。

(3) 授業の充実

- ア 授業中の規律を徹底する。(始業時刻の着席、姿勢、態度、発表の仕方や聞き方等)
- イ 「わかる授業」づくりを推進する。
- ウ 全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

(4) 道徳教育・体験活動等の充実

- ア 全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成する。
- イ 学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、所属感のある学級づくりを工夫する。(生徒会行事への取組 等)
- ウ 社会体験や交流体験の機会を提供し、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育成する。(ボランティアスクール、中高合同行事等)

(5) 情報教育の充実

ア 専門的な知識を有する講師を招聘し、情報モラル教育を充実させる。

(6) 生徒の主体的行動への働きかけ

ア 生徒会等によるいじめ防止活動を奨励し、よりよい人間関係づくりに努める。(生徒会活動・その他)

(7) 保護者・地域の連携

- ア 学校公開を実施する。(年間3回：4・7・2月)
- イ 保護者会やホームページ等を活用し、保護者や地域社会にいじめ防止の取組を啓発する。

5 いじめの早期発見について

早期発見の基本は「生徒の些細な変化に気づくこと」、「気づいた情報を確実に共有すること」、「情報に基づき速やかに対応すること」である。生徒の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは絶対に避けなければならない。「早期認知」、「早期対応」がいじめ問題を解決するための重要なポイントであることを認識して対応する。

(1) いじめの発見

- ア いじめ行為を直接発見した場合は速やかに止めることを最優先する。
- イ いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ウ 「いじめへの組織的対応」により速やかに報告するとともに事実を確認する。

(2) 日常の生徒の行動観察

- ア 日常から生徒の動向に絶えず注意を払い指導に当たる。
- イ 要配慮生徒の様子には特に注意を払い、声かけや面談を行うよう配慮する。

(3) 定期的な調査の実施

ア 学校生活アンケートを定期的実施する。(年間5回：5・8・9・1・2月)

(4) 周囲の生徒が情報提供できる環境の醸成

- ア いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派の行為であることを日頃から周知させる。
- イ 担任はもとより、話しやすい教職員に伝えてよいことを周知させる。
- ウ 情報提供者の秘密を遵守して、意向に添った対応をしてくれることを周知させる。

(5) 相談体制の整備

- ア 個人面談及び三者面談を定期的実施する。(年間3回：個人面談2回、三者面談1回)
- イ 保健室との情報交換を密にし、情報を積極的に活用する。
- ウ 保護者連絡会等を通して家庭からの相談の受け入れについて啓発する。(年間3回：学年毎)

(6) 情報の共有

- ア 学年会議及び教育相談会議等の案件として設定し、情報の共有に努める。
- イ いじめを発見した場合、当該学年主任を経て、「いじめ防止対策委員会」担当者に速やかに報告する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」において報告、確認、協議された指導方針等については、職員会議等で報告し、全教職員間で情報の共有を図る。
- エ 進級時における学年及び担任への引き継ぎを徹底する。

6 いじめへの対処について

いじめの解決に向けた対応を実効的に行うため、「組織」としての対応を徹底する。

「いじめられた生徒」への支援、「いじめた生徒」への指導は勿論、「観衆」・「傍観者」やその他の生徒についてもそれぞれに対して適切な指導を継続的に実施し、問題の解決と再発の防止を図る。また、保護者に対しては、把握した事実の詳細を面談により丁寧に説明し、解決に向けての対応への理解と協力を求める。更に、学校での解決が困難な場合については関係機関への相談・通報等、連携を取りながら対応する。

(1) いじめを認知した際の対応 (※一連の事項を時系列で記録する)

- ア いじめを認知した場合は当該学年主任を経て生徒指導主事に報告する。
- イ 生徒指導主事は管理職へ報告後、校長の指示を受け、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ウ いじめ防止対策委員会は早急に関係生徒から個別の聞き取りを行い、内容の記録とすり合わせにより事実関係を的確に把握する。
- エ 生徒指導主事、当該学年主任及び担任は事実確認した事項を管理職に報告するとともに校長の指示を受け、関係生徒と保護者に対して対応する。特に保護者に対しては事実についての詳細を伝えることを徹底する。
- オ 指導及び支援の対象と内容については、いじめ防止対策委員会(既存の生徒指導委員会の機能を含む)が原案を作成し、職員会議での協議を経て、校長が決定する。
- カ 保護者に対して指導及び支援の内容を説明するとともに再発防止のための措置であることへの理解と協力を依頼する。
- キ 決定された内容に基づき、全教職員で解決に向けた指導及び支援を行う。

(2) 生徒への対応

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒の苦痛を共感的に理解し、継続的に支援する。
- イ いじめた生徒を別室で学習させる等、いじめられた生徒の安全・安心を確保する。
- ウ 養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して心のケアを行う。
- エ 本人の状況に適した活動の場等を設定し、自信や存在感を回復させる。
- オ 今後の対策について、生徒・保護者・教職員が一緒になり考える。
- カ 教室での授業が困難な場合は、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 登校できない生徒については家庭訪問を実施する等、安心感を持たせる配慮を行う。

② いじめた生徒への対応

- ア いじめは決して許さないという毅然とした態度で対応する。
- イ いじめの事実を確認する。
- ウ いじめの背景や要因を確認する。
- エ いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- オ 自己の行為を反省させ、立ち直りの支援を行う。
- カ 教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

(3) 関係集団への対応

- ア 自分問題として捉えさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

(4) 保護者への対応

- ① いじめられた生徒の保護者に対して

- ア 保護者からの相談については、担任等の窓口段階で情報が途切れぬよう、いじめ防止対策委員会への報告を徹底する。
- イ いじめ事案に係る事実の詳細を面談により丁寧に伝え、情報を共有する。
- ウ 疑問については丁寧に回答するとともに必要に応じて調査を行う。
- エ 対応の経過について連絡を密にし、情報を共有して理解を求める。
- オ 本人の状況について確認を密にし、今後の対策について生徒・保護者・教職員が一緒になり考える。

② いじめた生徒の保護者について

- ア いじめ事案に係る事実の詳細を面談により丁寧に伝え、情報を共有する。
- イ 疑問については丁寧に回答するとともに必要に応じて調査を行う。
- ウ 指導については生徒の将来のための措置であり、保護者の協力が不可欠であることへの理解とともに指導に対する協力を求める。
- エ 指導経過の報告とともに、家庭での様子の確認を密にし、学校・保護者が共通の認識を持ち指導を継続し、指導効果を高める。

③ 保護者全体について

- ア 必要に応じてクラス集会等、保護者による集会を実施し、事態の解消と再発の防止に向けての協力を求める。

④ 保護者同士が対立する場合など

- ア 和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞く。
- イ 必要に応じて学校を介して関係調整を図ることもある。
- ウ 管理職が対応することが有効な手段となることもある。
- エ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(5) 関係機関との連携

① 教育委員会との連携

- ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応等、学校単独で対応することが困難と判断した場合は県教育委員会と相談しながら対応する。
- イ 他の関係機関と連携して対処する場合は県教育委員会による指導・助言等を受けながら対応する。
- ウ いじめの事実については定期的に教育委員会に報告する。
- エ 重大事態と判断されたものについては、別記「9 重大事態への対応について」により対応する。

② 警察との連携

- ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は所轄警察署と連携して対処する。
- イ 生命、身体又は財産に重大な損害が生じた疑いがある場合は所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ その他の機関との連携

- ア 福祉関係との連携
- イ 医療機関との連携

7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を文字や画像等を使ってインターネット上のウェブサイトの掲示板等へ書き込んだり、不特定多数やグループの者にメールを送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶めたりする行為を意味する。また、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等の方法により、いじめを行うものであり、犯罪行為である。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ア 不特定多数の者から、絶え間なく行われるため被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- イ インターネットの持つ匿名性から安易に行われるため、簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、加工が容易なことから悪用されやすい。
- エ 一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- オ 保護者や教師等の身近な大人が実態を把握するのが難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の種類

- ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
- イ メールでの「ネット上のいじめ」

(3) 「ネット上のいじめ」の予防

① 生徒への指導

- ア 誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり許されない行為であることを理解させる。
- イ 匿名での書き込みは個人が特定されること、悪質な場合は犯罪になること、書き込みが原因で重大犯罪につながる場合もあることを理解させる。
- ウ インターネットの利用マナーを守ることでリスクを回避できることを理解させる。

② 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

- ア 教科「情報」においてモラル教育を充実させる。
- イ 外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行う。

③ 保護者への啓発と家庭との連携

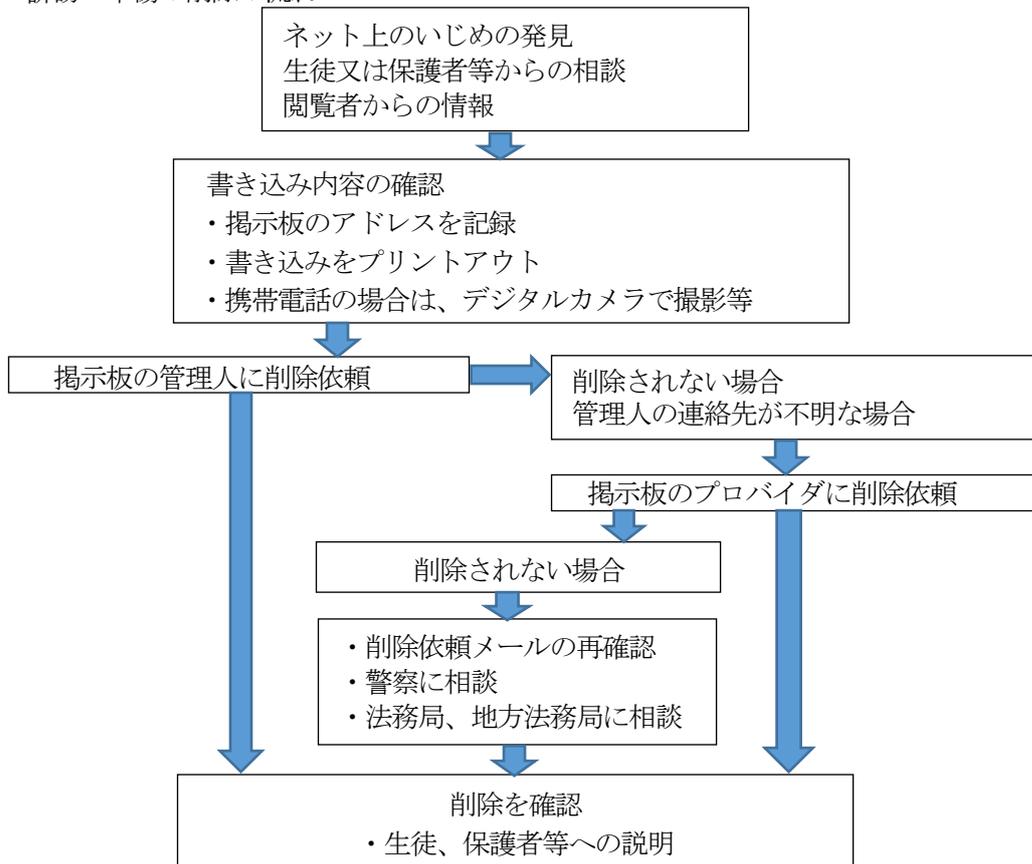
- ア 携帯電話の利用についての家庭におけるルールづくりを行う。
- イ フィルタリングの設定が予防に有効であることを理解してもらう。
- ウ 入学式・保護者会等の機会を捉えて「ネット上のいじめ」の実態や家庭での取り組みの重要性について呼びかける。

(4) 「ネット上のいじめ」への対応

① 誹謗・中傷への対応

- ア 「ネット上のいじめ」の発見、生徒又は保護者等からの相談、閲覧者からの情報
- イ 書き込み内容の確認
- ウ 掲示板等の管理者に削除依頼
- エ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
- オ 削除依頼しても削除されない場合
 - 警察との連携
 - 法務局・地方法務局との連携

② 誹謗・中傷の削除の流れ



8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が3ヵ月以上、止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。

いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間は必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して中止する。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消にいたるまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、職員の役割分担を含むプランを策定し実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察していく。

9 重大事態への対応について

重大事態が生じた場合には、重大事態へ対処するとともに同種の事態の発生を防止するため、速やかに県教育委員会又は学校に調査組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にする調査を行う。また、調査により把握した事項については、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは

- ① 生命、身体又は財産に重大な損害が生じた疑いがある場合
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な被害を負った場合
 - エ 高額な金品を奪い取られた場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ア 年間の欠席が30日を目安とする。
 - イ 一定期間連続して欠席しているような場合は状況により判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態時の報告

- ア 学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態時の調査及び協力

- ① 県教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、学校が調査主体となる場合
 - ア 学校に「いじめ防止対策委員会」を母体とした調査組織を設置する。
 - イ 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない方の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。
 - エ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。

- オ いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合はいじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- カ 学校は調査結果を県教育委員会に報告する。
- キ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

- ② 県教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、県教育委員会が調査主体となる場合
 - ア 学校は県教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

(4) 重大事態対応フロー図（学校の設置者は県教育委員会）

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録の共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者に報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に調査に着手）
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置



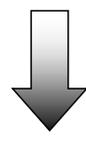
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない方の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



- ※ 調査がより明らかになった事実について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）



- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力

10 評価

PDCAサイクルの考え方に従い、取組みについて「評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて、取組みが適切に行われたか否かを検証する。その結果を分析し、取組の内容・方法の見直しを行う。

- (1) 学期末に学校評価に組み込み実施する。
- (2) 集計結果をもとに「いじめ対策委員会」で見直しをする。
- (3) 結果を職員会議で伝達する。